



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外(16)

## 目 次

### 訓 令

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令.....	( 総 務 課 ) ... 1
山形県公印規程の一部を改正する訓令.....	( 同 ) ... 2

## 訓 令

山形県訓令第17号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成19年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程(昭和43年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「知的障害者更生相談所」を「知的障がい者更生相談所」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同別表2出先機関の項の表中

「山形県身体障害者更生相談所」を「山形県身体障がい者更生相談所」に、  
 「山形県知的障害者更生相談所」を「山形県知的障がい者更生相談所」に、  
 「山形県知的障害者更生相談所庄内支所」を「山形県知的障がい者更生相談所庄内支所」に、

「福祉課」	を	「福祉企画課」	に、
「村総福」		「村総福企」	
」			
「西村山福祉課 福祉係」	を	「生活福祉課」	に、
「村総西福 村総北福」		「村総生福」	
」			
「西村山森林整備課 北村山農業技術普及課 北村山農村整備課 北村山森林整備課」	を	「北村山農業技術普及課 北村山農村整備課」	に、「西村山
「村総西森 村総北普 村総北整 村総北森」		「村総北普 村総北整」	
」			

総務建築課」を「西村山建設総務課」に、「北村山総務建築課」を「北村山建設総務課」に、

「地域保健予防課 西置賜福祉課」	を	「地域保健予防課」	に、
「置総保予 置総西福」		「置総保予」	
」			
「西置賜農村整備課 西置賜森林整備課」	を	「西置賜農村整備課」	に、「西置賜
「置総西整 置総西森」		「置総西整」	
」			

総務建築課」を「西置賜建設総務課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年 4月 県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「吏員」を「職員」に改め、「及び同法第170条第 3 項の規定により副出納長が出納長の職務を代理する場合」を削る。

別表 1 (2)職印の項16の 3 の項及び34の項中「西村山総務建築課長及び北村山総務建築課長並びに置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課長」を「西村山建設総務課長及び北村山建設総務課長並びに置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課長」に改め、同表(2)職印の項中

山形県出納長印	方21	公文書用及び会計用	出納局総務課長
山形県出納長職務代理者印	方21	〃	〃

を

山形県会計管理者印	方21	公文書用及び会計用	出納局総務課長
削除			

に、

山形県副出納長印	方21	〃	出納局総務課長
山形県村山総合支庁長印	方21	〃	村山総合支庁の総務企画部の総務課長、西村山総務課長及び北村山総務課長、保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部の農業技術普及課産地研究室長及び家畜保健衛生課長並びに建設部山形統合ダム管理課長

を

削除			
山形県村山総合支庁長印	方21	公文書用	村山総合支庁の総務企画部の総務課長、西村山総務課長及び北村山総務課長、保健福祉環境部保健企画課長、産業経済部の農業技術普及課産地研究室長及び家畜保健衛生課長並びに建設部山形統合ダム管理課長

に改める。

別表2(2)職印の項中

	「 38 山形県 出納長印 」	「 39 山形県 出納長職務 代理者印 」	を	「 38 山形県 会計管理 者印 」	39 削除	に、
--	-----------------------------	--------------------------------------	---	-----------------------------------	----------	----

「  
45  
山形県  
副出納  
長印  
」

「  
45  
を削除  
に改める。  
」

附則  
この訓令は、公布の日から施行する。

平成19年4月1日印刷  
平成19年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056